

(別紙)

里親制度普及啓発事業実施の背景

国の動き

1. 児童福祉法の抜本的改正(H28)

家庭養育が適当ではないときには「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を推進

2. 児童福祉法の一部改正(R4)

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うとし、里親支援センターを児童福祉施設として新たに位置付け

山形県の動き

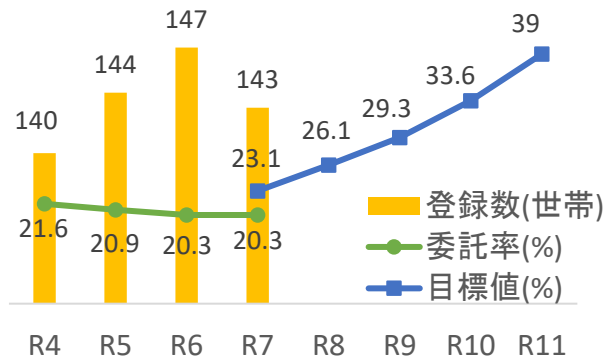
1. 山形県社会的養育推進計画の見直し(R6)

- 「里親等委託の推進」を重要な柱の一つに位置付け
- ・里親制度の認知度向上のための普及啓発強化
 - ・短期受入も含めた養育里親の確保
 - ・未委託里親の知識や技術の維持向上(研修やサロン実施)
 - ・関係機関との連携を含めた里親支援体制の強化

山形県の現状

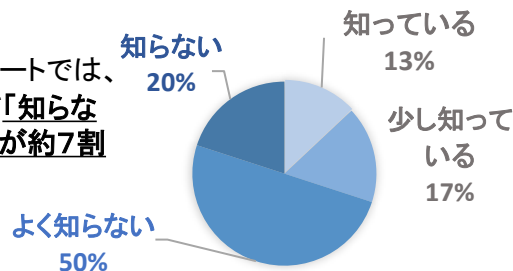
更なる里親委託の推進が必要

近年里親登録数・里親委託率は横ばいで推移しており、山形県社会的養育推進計画において策定した目標値の達成に向け更なる取組が求められている。



里親制度の理解が普及していない

R7年県民アンケートでは、里親制度について「知らない」「よく知らない」が約7割となっている。



啓発のターゲットと事業展開

1. ターゲットとねらい

●定年退職世代

子育てが一段落し、経済的・時間的な余裕あることを想定し、年長児の養育を期待

●子育て世代

即戦力として、乳幼児の養育を期待



2. 令和7年度の実施内容と振り返り

【実施内容】

里親経験者の生の声を届ける動画を作成しウェブサイトアップ。ラジオコーナーやWEB広告、テレビCMにより広く県民に宣伝広告を実施。

【成果】

R7.10.1～R8.1.31の期間でウェブサイトへのアクセス数は2,999人(内新規ユーザー2,984人)と前年度比較で大幅増となり、里親制度の理解促進に寄与した。

【課題】

制度理解まで深まらなかった。

広報への接触率が低く(60%が未接触)、特に若年層への認知が広まらなかった。

3. 今年度の事業展開のポイント

- ・事業単発ではなく、その後の里親登録申請につながるような普及啓発とする。(説明会参加への誘導、啓発物品の作成等)
- ・広く県民に対して、養育里親、養子縁組里親、FH、さまざまな家庭のかたちがあることを広報する。(TV番組の作成等)